

申告書について

国税庁 令和3年確定申告書(令和3年中収入)

申告書見本

令和3年1月1日の住所 交野市 フリガナ

氏名 大正・昭和・平成・令和

無収入申告 令和3年中、無収入であったことを申告します。(→右欄にシ点を記入してください。)

令和3年中のご収入が無かった場合はこちらの欄にチェックを入れ、必要な場合は申告書の太枠内に必要事項をご記入ください。

所得金額

収入金額 円 必要経費 円 専従者控除 円 所得金額(調整控除後) 円

所得の種類

1 営業等 2 農業 3 不動産 7 配当 11 給付 13 雑所得 15 雑所得 129 その他 16

社会保険料控除 国民健康保険 後期高齢者医療保険 介護保険 社会保険料控除額 円

1 小規模企業共済等掛金控除 国民年金 その他 小規模企業共済等掛金 小規模企業共済等掛金控除額 円

2 生命保険料控除 535 円 532 円 536 円 58 円 537 円

3 地震保険料控除 534 円 60 円

本人控除 専断(死別・離婚・生死不明) ひとり親 勤労学生 (一般・特別)障がい者(身体・障害・精神)

配偶者 フリガナ・氏名 生年月日及び個人番号 妻 夫 身体障害 精神障害 同居 調整 別居 □ 万円

扶養控除 16歳未満の年少扶養親族

配偶者の合計所得金額 501 円

4 雑損控除 ※損害金額 補てんされる金額 円 円

5 医療費控除 ※支払った医療費 補てんされる金額 円 円

[1] 所得金額

- 収入金額 この欄には令和3年1月1日から同年12月31日までの収入金額と、収入とすべき権利の確定したものを合せて記入してください。(給与収入等については手取額ではなく、税金その他の控除額を差し引く前の金額をいいます。)
- 必要経費 この欄には該当する収入を得るために必要であった費用を記入してください。営業等、農業、不動産、雑(公的年金等以外)の各所得を有する人は、必要経費の内訳を、収入金額の内訳などとともに裏面に記入してください。
- 所得金額 1年間の収入金額からその収入金額を得るために必要な経費や専従者控除などを差し引いたものです。次の各種の所得に区分して計算します。給与・公的年金等については下記の算出表から所得を計算します。

●給与所得算出表

給与等の収入金額の合計額(ア)	給与所得の金額
551,000円未満	0円
551,000円以上 1,619,000円未満	(ア) - 550,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満	(ア)を4で割って千円未満の端数を切り捨てた金額(イ)
1,800,000円以上 3,600,000円未満	(イ) × 2.4 + 100,000円
3,600,000円以上 6,600,000円未満	(イ) × 2.8 - 80,000円
6,600,000円以上 8,500,000円未満	(イ) × 3.2 - 440,000円
8,500,000円以上	(ア) × 90% - 1,100,000円

●公的年金等に係る雑所得算出表

65歳未満の人(昭和32年1月2日以後に生まれた人)			
公的年金等の収入金額(ウ)	公的年金等以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
1,300,000円以下	(ウ) - 600,000円	(ウ) - 500,000円	(ウ) - 400,000円
1,300,000円超 4,100,000円以下	(ウ) × 75% - 275,000円	(ウ) × 75% - 175,000円	(ウ) × 75% - 75,000円
4,100,000円超 7,700,000円以下	(ウ) × 85% - 685,000円	(ウ) × 85% - 585,000円	(ウ) × 85% - 485,000円
7,700,000円超 10,000,000円以下	(ウ) × 95% - 1,455,000円	(ウ) × 95% - 1,355,000円	(ウ) × 95% - 1,255,000円
10,000,000円超	(ウ) - 1,955,000円	(ウ) - 1,855,000円	(ウ) - 1,755,000円

所得の種類 所得の内容

営業等	小売業、製造業、サービス業などの営業から生ずる所得 医師、税理士、外交員などの事業から生ずる所得
農業	農産物の生産、果樹の栽培などから生ずる所得
不動産	家賃、地代など不動産の貸付けから生ずる所得
利子	預貯金の利子などの所得(原則として分離課税)
配当	株式や出資の配当などの所得
給与	給料、賞金、賞与などの所得
雑所得	公的年金等 国民年金法、厚生年金保険法などにに基づき支給される年金 業務 原燃料、調味料、食料品の配達などの副収入 その他 生命保険契約などにに基づく年金など上記以外のもの 総合 機械、ゴルフ会員権などの資産の譲渡による所得 分離 土地、建物などの不動産、株式などの資産の譲渡による所得 一時 賞金、懸賞当せん金、生命保険契約などに基づく一時金 山林 山林の伐採や譲渡による所得 退職 退職金、一時退給などの所得(原則として分離課税)

- 所得金額調整控除
 - 給与等の収入金額が850万円を超える場合で、下記のいずれかの要件を満たす場合、**(給与等の収入金額 × 1,000万円を超える場合は1,000万円 - 850万円) × 10%**を給与等の金額から差し引くことができます。
 - (1)特別障害者に該当する
 - (2)16歳未満の扶養親族を有する
 - (3)特別障害者である同一生計配偶者、または扶養親族を有する
 - ※この控除を受けようとする場合、申告書裏面の「所得金額調整控除に関する事項」に記入し、(2)・(3)に該当する場合は、申告書表面「調整」欄に併せてチェックを入れてください。
- 給与所得及び公的年金等雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、**(給与所得(上限10万円) + 公的年金等雑所得(上限10万円)) - 10万円**を給与所得の金額から差し引きます。

[2] 所得控除

●所得から差し引かれる金額

控除の種類	控除の要件	控除額		
1 社会保険料控除	前年中に健康保険料、国民年金保険料などの社会保険料を支払った場合	支払額全額		
1 小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済や心身障害者扶養共済などの掛金を支払った場合	支払額全額		
控除の種類	控除の要件及び控除額	控除額		
2 生命保険料控除	新契約(一般・年金・介護) ※平成24年1月1日以後に契約を締結したもの	12,000円以下 支払保険料の全額 12,001円~32,000円 支払保険料 × 1/2 + 6,000円 32,001円~56,000円 支払保険料 × 1/4 + 14,000円 56,001円以上 28,000円(限度額)	旧契約(一般・年金) ※平成23年12月31日以前に契約を締結したもの	15,000円以下 支払保険料の全額 15,001円~40,000円 支払保険料 × 1/2 + 7,500円 40,001円~70,000円 支払保険料 × 1/4 + 17,500円 70,001円以上 35,000円(限度額)
	●一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) ●一般生命保険料または個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式より計算した控除額の合計額(限度額28,000円)。ただし、旧契約のみで計算した控除額が28,000円を超える場合は、その控除額(限度額35,000円)			
控除の種類	控除の要件	控除額		
3 地震保険料控除	①前年中に支払った保険料が地震保険料の場合	50,000円以下 支払保険料の1/2 50,001円以上 25,000円(限度額)		
	②前年中に支払った保険料が長期の損害保険料の場合	5,000円以下 支払保険料の全額 5,001円~15,000円以下 支払保険料 × 1/2 + 2,500円 15,001円以上 10,000円(限度額)		
①地震保険料と②長期損害保険料の両方がある場合は、その控除額の合計(限度額25,000円) ●旧長期損害保険料の適用は、平成18年12月31日までに締結された保険期間が10年以上で満期返戻金があるものに限る。 ●同一の契約において、地震保険料と旧長期損害保険料の両方の区分に該当する場合は、選択により、いずれか一方の区分に該当するものとして計算する。				
4 雑損控除	前年中に災害、盗難などによって生活用資産などに損害を受けた場合	①②のいずれか多い金額 ①差引損失額(総所得金額等の合計額 × 10%) ②差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円 ※差引損失額 = 損害金額 - 保険金などで補てんされた金額		
5 医療費控除	前年中に医療費を支払った場合	(支払った医療費) - (保険金などで補てんされた金額) - (総所得金額等の合計額 × 5% または 10万円のいずれか少ない金額) ※控除限度額200万円		
5 スイッチOTC医薬品に係る医療費控除	前年中に申告者本人が健康の保持増進及び疾病の予防のため一定の取組を行い、特定一般用医薬品等(スイッチOTC医薬品)を購入した場合 ※適用する場合は申告書の「特例分」欄の「□」にシ点を記入ください。	(支払った金額) - (保険金などで補てんされた金額) - 12,000円 ※控除限度額88,000円 ※医療費控除との併用不可		

人的控除等

控除の種類	控除の要件	控除額		
障害者控除	①あなたや同一生計配偶者または扶養親族が障がい者である	26万円		
	②あなたや同一生計配偶者または扶養親族が、特別障がい者(重度の障がい、身障1・2級など)である	30万円		
	③②に該当する同一生計配偶者または扶養親族が、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかと同居している	53万円		
寡婦控除	前年中の合計所得金額が500万円以下で下記のいずれかに該当する人 ①夫と離婚した後再婚していない人で扶養親族を有している人 ②夫と死別した後再婚していない、または夫が生死不明などの人	26万円		
ひとり親控除	生計を一にする子を有し、前年中の合計所得金額が500万円以下の単身の人(婚姻歴や性別は問わない)	30万円		
勤労学生控除	前年中の合計所得金額が75万円以下で、そのうち自己の勤労によらない所得金額が10万円以下の学生	26万円		
配偶者控除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(内縁関係を除く)の前年中の合計所得金額が48万円以下である場合(カッコ内は配偶者が70歳以上の場合)	あなたの所得が900万円以下 33万円(38万円) あなたの所得が900万円超950万円以下 22万円(26万円) あなたの所得が950万円超1,000万円以下 11万円(13万円)		
	配偶者特別控除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(内縁関係を除く)の前年中の合計所得金額が右の範囲に該当する場合	48万円超 100万円以下 33万円 22万円 11万円 100万円超 105万円以下 31万円 21万円 11万円 105万円超 110万円以下 26万円 18万円 9万円 110万円超 115万円以下 21万円 14万円 7万円 115万円超 120万円以下 16万円 11万円 6万円 120万円超 125万円以下 11万円 8万円 4万円 125万円超 130万円以下 6万円 4万円 2万円 130万円超 133万円以下 3万円 2万円 1万円	
		扶養控除及び年少扶養親族	あなたと生計を一にする親族の前年中の合計所得金額が48万円以下である場合 ※上記の人を複数の方が重複して扶養親族として申告することはできません。	一般(※16歳~18歳、23歳~69歳) 33万円 特定(※19歳~22歳) 45万円 老人(※70歳以上) 38万円 同居老親等(※70歳以上) 45万円 年少扶養親族(※16歳未満) 年少扶養親族には控除額がありませんが、非課税基準等の判定に必要ですので、必ず申告書にご記入ください。
基礎控除			合計所得金額2,500万円以下の人が受けられます	合計所得金額2,400万円以下 43万円 合計所得金額2,400万円超 2,450万円以下 29万円 合計所得金額2,450万円超 2,500万円以下 15万円 合計所得金額2,500万円超 0万円

※年齢の基準日は、原則として前年12月31日です。
 ※「配偶者」欄、「扶養控除・16歳未満の年少扶養親族」欄には、**当該配偶者及び扶養親族の個人番号、カナ氏名も必ず記入してください。**
 ※国外に居住する親族を扶養親族として申告する場合は、「親族関係書類」と「送金関係書類」(当該書類が外国語で記載されている場合はその翻訳文を含む)の添付もしくは提示が必要です。

「親族関係書類」: ①戸籍の附票の写し、その他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその国外居住親族の旅券の写し
 ②外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(その国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。)
 「送金関係書類」: ①金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により申告者からその国外居住親族に支払いをしたことを明らかにする書類
 ②クレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額を申告者から受領したことを明らかにする書類